

令和6年3月1日付で実施する組織整備について

令和6年3月1日付で次のとおり組織整備を行います。

【低所得者支援及び定額減税補足給付金業務への対応（改正図1）】

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として、住民税非課税世帯への給付事務に加え、住民税均等割のみ課税世帯と令和6年度に新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付金業務に対応するため、健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当を増員します（係長級1名、職員2名）。

また、住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯、令和6年度に新たに住民税非課税等となる世帯のうち、18歳以下の児童を扶養する世帯へ加算（こども加算）する給付金業務に対応するため、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当に子育て世帯給付金担当を設置します（係長級1名、職員1名）。

さらに、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付金（調整給付）の対象者の抽出や給付金額の算出等の業務に対応するため、財政局税務部市民税管理課に調整給付金担当を設置します（係長級1名）。

問合せ先

川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室 藤原

電話 044-200-3564

(改正図1)

